

新型コロナウイルス感染症に伴う、料金などの減免や助成金

緊急経済対策における 固定資産税の特例など

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者などへ緊急経済対策として固定資産税などの課税標準額を軽減します。
問 資産税課 ☎ 302

① 中小企業者などが所有する償却資産および事業用家屋に係る令和3年度分の固定資産税などの軽減措置

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、前年同期間の事業収入と比べて、30パーセント以上減少している中小企業者などの令和3年度の固定資産税および都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは2分の1とします。

② 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

令和3年3月31日までに生産性向上特別措置法に基づく「先端設備等導入計画」の認定を受け、計画に基づき一定の要件を満たした設備を取得した場合、当該設備に係る固定資産税の課税標準額が最大3年間ゼロに軽減されていましたが、対象資産に事業用家屋と構築物が追加され、令和4年度までの2年間に限り延長されます。

— 共通 —

提出期限 原則として令和3年1月4日から2月1日まで
詳しくは、市ホームページをご覧ください。

水道料金の一部減免

新型コロナウイルス感染症の拡大が、一般家庭や事業者に影響を及ぼしている状況を踏まえ、生活支援や経済的負担の軽減を目的として、水道料金を減免します。
問 経営課 ☎ 369

対 給水契約者（官公署などを除く）

内 水道料金のうち基本料金の50パーセント

対象期間 令和2年8月検針分または9月検針分から2検針（4カ月）分

対象範囲※1	検針月	減免対象期間※2
主に市内北部の方	8月	6月・7月分の基本料金の2分の1減免
	10月	8月・9月分の基本料金の2分の1減免
主に市内南部の方	9月	7月・8月分の基本料金の2分の1減免
	11月	9月・10月分の基本料金の2分の1減免

※1 お住まいの地域によって、異なる場合があります

※2 検針日によって、対象期間に差が生じる場合があります

注意事項

- ・基本水量（0～16立方メートル）を超える使用水量については、減免の対象ではありません。
 - ・この減免に伴う申請手続きは必要ありません。
 - ・下水道使用料は減免対象外です。
 - ・減免手続きについて、市役所や水道部から電話や訪問をすることはありません。また、銀行やコンビニのATMへ誘導することはありません。
- ※参考：口径別減免金額（1請求2カ月分）（税込）

	基本料金	減免金額
口径13ミリメートル	1,760円	880円
口径20ミリメートル	2,750円	1,375円
口径25ミリメートル	3,740円	1,870円
口径50ミリメートル	7,040円	3,520円
口径75ミリメートル	11,220円	5,610円
口径100ミリメートル	16,720円	8,360円

八潮市テナント家賃減免支援助成金

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、売上げが減少している事業者のテナント家賃の減免を行ったオーナーなどを支援するため、助成金を支給する制度です。
問 商工観光課 ☎ 479

埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金のオーナー向け制度を利用した方もこの制度を利用できます。

支給対象オーナーの要件

次の要件をすべて満たす方。

- (1) 対象テナント事業者と賃貸借契約を締結していること
- (2) 固定資産税および都市計画税を滞納していないこと
- (3) 賃貸人と賃借人が同一、または同一生計などでないこと（賃貸人が法人の場合は、賃借人が当該法人の代表者または役員でないこと。賃貸人が法人の代表者または役員の場合は賃借人が当該法人でないこと）
- (4) その他、以下のいずれにも該当しないこと

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員が代表者または役員として、若しくは実質的に経営

に参与している者その他暴力団または暴力団体と社会的に非難されるべき関係を有している者

- ② 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律第2条第5項に係る者
- ③ 宗教活動または政治活動を目的とする者

対象テナントの要件

- (1) 中小企業・小規模事業者または個人事業主 ※ 資本金、従業員数の規定あり
- (2) 会社以外の法人（社会福祉法人、NPO法人、医療法人など） ※ 常時使用する従業員数が300人以下の法人

助成内容

対象家賃および助成額：令和2年8月から10月までの3カ月の家賃のうち、減額した金額の80パーセント、最大2カ月分 ※ 算定した月ごとに1000円未満の端数は切り捨て
※ 自宅兼店舗の場合は、算定金額を面積で按分する

助成限度額：1カ月あたり30万円（最大60万円）

※ 共益費、消費税、権利金、敷金、礼金、保証金、その他これらに類するもの、駐車場代、借地代は除く

※ 次に該当する倉庫は対象となる場合がありますので、詳しくは商工観光課へお問い合わせください。

- ① 倉庫内に事業を担う事務所、作業所、工場などがある。
- ② 倉庫にスタッフが常駐し、スタッフが物品の入出庫に係る業務を行っている。

申請方法

10月30日（消印有効）までに、所定の申請用紙（商工観光課または市ホームページで入手）などを郵送で商工観光課へ（窓口では受け付けしません。）

※ 必要に応じて追加書類の提出および説明を求める場合や、現地調査を行う場合があります。